

第五十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三十三号

昭和四十二年七月十九日(水曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君

理事 嶋田 宗一君

理事 中川 俊思君

理事 中村 重光君

理事 稻村左近四郎君

小笠 公昭君

黒金 泰美君

小山 省二君

坂本三十次君

丹羽 久章君

武藤 嘉文君

佐野 進君

中谷 鉄也君

平岡忠次郎君

塚本 三郎君

近江已記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

農林省農林經濟局長

通商産業政務次官

通商産業大臣官房長

通商産業省通商局長

通商産業省企業局長

通商産業省重工業局長

委員外の出席者

高島 節男君

通商産業省企業局商務第二課長 諸口 昭一君

七月十九日

委員中嶋英夫君及び帆足計君辞任につき、その補欠として児玉末男君及び石野久男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員児玉末男君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三一号)(参議院送付)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

○島村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商品取引所法の一部を改正する法律案を議題として、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。児玉末男君。

○児玉委員 通産省のほうに伺いをしたいのですが、商品取引所審議会が昨年の十一月二十四日に答申をいたしております。この答申の内容から判断いたしましたも、特に最近における商品取引の実態というのは相当変化をし、法律が制定された当時から客観的な諸情勢も大きく変わっておりますが、そういった状況に置かれておられる、ほとんど過去十年間の改正が全然行なわれない、しかもいわゆる取引に参加する委託者大衆と仲買人との間に商品取引をめぐる相当数の紛争も提起をされ、相当これは政治問題化されておられるわけですが、こういう問題が過去十年間も放置されてきたのは一体どういうことなのか。

それから、今回出されました答申の内容というものが法改正の面において具体的にどのように処理されてきたのか。この辺について、一応いただきたい資料により読ましていただいておりますが、この際、あらためてお聞きしたいと思っております。

○熊谷政府委員 第一点は、改正がおそきに失してはいないかという御質問だと思っております。この取引所の運営の問題が公衆参加によりまして非常に問題になりましたのは、この数年間の問題だと思っております。われわれといたしましては、鋭意そういう面についての改善を考えたわけでございますが、御承知のように、取引所の改正というのは非常に多岐にわたるわけでございます。したがって、昨年度におきまして法律改正が間に合っていないという関係もございまして、昨年の四月から、行政運営によりまして相当強力な指導を、つなぎとしていたしたわけであります。その後、いろいろ研究いたしましたので、今回ようやく改正案を見るに至ったわけであります。

それから第二点の、答申の線をどういうように実行しておるかという御質問でございますが、今回の答申におきましては、仲買人に対する規制の強化、受託の健全化、売買取引の公正の確保、商品取引所の管理機能の充実、主務大臣あるいは取引所の監督の強化というような、大きく分けまして五つの点にわたって答申をいたしたわけでございます。われわれといたしましては、この答申にきわめて忠実に改正案をつくったつもりでございます。

○児玉委員 それでは具体的な問題についてお尋ねいたしますが、補足説明の中で、特に今回の制度改正のポイントといわれるいままでの登録制から許可制に切りかえたわけですが、それに対し

ましてこの法改正により、適用については三年間のいわゆる猶予期間を置かれているわけですが、特に私は問題の本質から考えまして、三年間という期間は、やはり過去十年間法改正が行なわれなかったという一つの体系に立つにしまして、少し猶予期間が長過ぎやしないか。しかも現実に法廷まで持ち込むほどかなり悪質な取引も行なわれておる、あるいはそういうような大衆の委託者に対するところの誇大な宣伝という問題も提起されておるといふような点から勘案する場合に、三年間という猶予期間を置いた理由は那邊にあるのか、もう少しこれは短縮し、もう少し積極的な取り組みをする必要があるんじゃないだろうか、このように考えるわけであります。その辺の経緯をひとつお聞かせいただきたい。

○熊谷政府委員 経過規定で三年間の猶予期間を置いたわけでございますが、御承知のように現在の仲買人の状況といたしましては、資本金額で申し上げますと七〇%以上のものがやはり五千万円以下の中小的の仲買人である実態にございまして。今回の改正の眼目でございまして純資産額の引き上げとか、あるいは委託証拠金の分離保管というような措置をとったわけでございまして、これを一気に強制いたしますと、たとえば分離保管を五〇%初年度にやるといふような形になりますと、現在の仲買人の実情からいいますと、その約六割がやはり非常に苦しい状況にある、へたをすれば倒産のようない状況に追い込まれるという実態に実は克明に調査いたしました結果あるわけでございまして、われわれのほうといたしましては、できるだけ正しい姿に早い機会にいたすということと同時に、やはりこの仲買人がいたずらに倒産いたしますと、委託者に必要以上の迷惑もかけるといふ両面を加味いたしましたので、三年間の猶予期間を設けておる。しかしながらこの三年間においてすべて猶予

するといふわけではございません。いまの資産的な問題はそうでございますが、その他の過当勧誘の禁止とか、その他のいろいろやりました措置につきましては、逐次適用をいたすわけでございませう。それと同時に、三年間におきましても、純資産にしましても分離保管にしましても毎年度ごと引き上げていくわけでございまして、仲買人に与つては相当の努力が要る問題であらうかと思ひます。そういう事態とあわせてそういう措置をとつたわけでございます。

○見玉委員 この点についてはあとでもう少しお聞きすることにして、時間の関係もありまして、次に進みたいと思ひますが、委託者の紛議といひますか、この紛争の状況といひるのはここ二、三年どういふふうな経過にあるか、その概略でもけつこうでございますが御説明をいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 委託者の紛争は、農林省関係だけの取引所に限らないわけでございまして、けれども、穀物関係で相当委託者の紛議が起つておりますので、状況を申し上げますと、三十七年に百七十四件でありましたものが、三十九年度におきましてピークに達しまして五百二十九件でございます。四十一年度におきましては三百八十二件となつておりますが、私も、この紛議が起つてしまつたことを契機といたしまして今回の法律の改正に至るわけでございまして、法律の改正に至る前、四十年くらいから取引所を指導いたしまして、相当きつく外務員の登録制度の改善でありますとか、あるいは過当な広告宣伝の自粛でありますとか、いろいろなことをやっております関係で、四十二年度に入りますとよほど紛議が少なくなつて、第一・四半期は、最近まとめたところによりまして、大体四十件程度でございまして、紛議はよほど減つたつある、しかし今後、一・四半期四十件といひるのは前に比べれば少のうございませうが、決してそれで落ちついたといふふうには私ども思つておりませんので、紛議の発生の根源を除くよう、今回の法律改正を契機として、いよいよ

よ仲買人の厳選あるいは外務員の適正な活動といふものを指導いたす所存でございます。

○見玉委員 いま経済局長から答弁されました数字を見ますと、三十九年度は五百二十九件ですが、四十年はどうなつておるか御説明がなかつたようですが……

○大和田政府委員 それでは年ごとに申し上げますと、三十七年が百七十四件、三十八年が三百三十二件、三十九年が五百二十九件、四十年が四百八十四件、四十一年が三百八十二件でございます。

○見玉委員 いろいろといままでの資料なり新聞その他の集計を見ますと、いま局長が言われた数字は紛争調停委員会において処理されたものか、あるいは調停委員会にかかる以前に当事者間で話し合ひをつけて、一応紛争としては提起されなかつたけれども解決を見たものか、その辺の区別はどうなつておるか、お聞かせいただきたい。

○大和田政府委員 私が申し上げた件数は、私ども紛議の調停のやり方といたしまして、輕微なものはまず取引所の事務局で解決をして、事務局で解決しつらぬものを調停委員会まで持ち上げて解決をするというのが主でございます。したがうして、全然取引所にも連絡がなくておのずと解決されたといふものは入つておらないと思ひますけれども、取引所まで来たものはどんなに輕いものでもいまの数字に入るわけであります。

○見玉委員 先ほど企業局長からも説明がありましたが、商品取引所に対してかなり行政上の指導を強化した、こういうことがいふゆる仲買人と委託者あるいは仲買人対取引所、こういうことで紛議といふものが表面化しない、そういう傾向になつてきたんじゃないか、これは私もは頗推でありますけれども、特に三十九年をピークとして四十年から下降線をたどつておるわけですから、この点は内面的に實際さういふような紛争がなくなつたのかどうか、この辺の見解はいかがでございますか。

○大和田政府委員 私ども考えますのに、とにかく

く仲買人あるいは外務員の自粛がある程度まであらわれたこと、それから一般のお客の側で相当損害をこうむつていわけやけどをした人たちが現にあるものでございまして、したがうして、一般の大衆の方がアズキならアズキ、そういうものを簡単にさわつてはいかぬといふことで、仲買人、外務員側の事情、あるいは一般大衆の事情、両方に相まちまして私は実質的に紛議の数がなくなつたといふふうな考へております。

○見玉委員 せっかくの機会でありますから、参議院における質疑応答の中で、特に四十一年、先ほど局長の答弁されました三百八十二件の紛議、これは特に農産物でありますけれども、どうしてアズキに集中的な紛議が起きたのか。これは特に農産物の価格形成の中核をなす商品取引所の任務といふものの重大さは十分理解するわけでありますけれども、需要と供給のバランスのくずれ、そういうところを見越して、これはきわめて極端な表現で言うならば、悪質な紛議ではなかつたかといふような感じを私は抱くわけでございませうが、その三百八十二件の紛争の内容といふものも資料となつて出されておりますけれども、非常に委託者の無知につけ込んだような紛争が起きたようにこの内容から判断されるわけでございませうが、一体どうしてこういうふうなアズキに限つて多くの紛議が出されたのか、その辺の経過と、これに対する処置をどういふふうになされておるか、この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大和田政府委員 商品取引所全体の中におきましても、穀物取引所の中におきましても、アズキの取引量が圧倒的に多いわけでございませう。これはアズキが一般に非常に親しみやすい商品であるといふこともありましようし、豊凶によつて生産量が非常に動くといふこともありましようし、また、世界のどこからでも大量に輸入できるといふものではございませんで、供給量にある程度の制限があるといふところから、いわば投機を好む入

取引所に外部資金がたくさん集まりました経緯としては、証券市場が当時穏やかであつたといひますか、活発でなかつたといひますか、そういう事情もあつたと思ひますし、また、仲買人が外務員を相当使つて、外務員の活動が三十九年ごろから非常に活発になつたといふ事情もあるだらうと思ひます。また、外務員が活動いたします場合にも、決してお客さんに損をさせないといふことでお客さんをだましたといふ事例も事実相当あるようでございます。一般大衆の投機的な心理につけ入つて、外務員が相当悪いと勧誘をしたといふことも三十九年を頂点として紛議がしきりに起つたこと、やはり大きな事情であらうと私は思ひます。私も、今後は仲買人の経営の健全化あるいは外務員の活動の適正化といふことと同時に、できるだけ機会を求めて取引所等を指導して、一般大衆の自覚といふと大げさでございますけれども、何も知らない人たちが商品取引所に来れば金があるかといふことで宣伝を絶対にしないといふに十分の注意をして、両々相まつて今後紛議の少なからんことを期待をいたしておるわけでございませう。

○見玉委員 三十九年から一応件数が減少の方向にあることは喜ばしいことだと思ひますが、この二、三年間に紛争調停委員会において処理された件数、内容、それから現在法廷において争われてゐる件数はどうなつてゐるのか、どこに問題点があるのか、この点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 私が申し上げました紛争事件の大体七割程度は解決しておるわけでございませう。大体事務局のところで解決をしまして、紛争調停委員会にあがるのは毎年各取引所数件でございませう。大体事務局で片づいておる。七割程度片づいておるんですが、あとは、片づかないままそのまゝになつてしまふものもありませうし、訴訟の対象になるものもございませう。穀物関係で申し上げると、四十年度に十件、四十一年度十四件程度が訴訟になつたといふふうに承知いたしてお

ります。

○**児玉委員** 訴訟問題になるのは、結局委託金の返還をめぐる問題ではなからうかと思うのですが、内容は大体どういふことですか。たとえば、事件の紛議の内容で、一任売買とか、無断売買とか、あるいは仲買人がかつて玉の処分をしたとか、いろいろな例があるわけですね。いずれにしても、この委託者が過大の被害をこうむったということが争いの焦点ではなからうかと思うのですが、その辺はどういうふうな内容になっておりますか。

○**大和田政府委員** 大体申し上げますと、訴訟になりましたものの一つのグループは、外務員に過度にだまされて今日非常に損をしたというケースが一つございます。それからもう一つは、営業所長なりあるいは支店長なりの権限をめぐって、会社のほうからいいますと、それは支店長なり営業所長の越権だと言われ、お客のほうからいいますと、当然それは会社の責任であるということで、支店長なり営業所長なりの活動をめぐっての責任問題で訴訟に至っている事件があると思います。

○**児玉委員** いずれにいたしましても、この商品取引所の制度は非常に封建的な制度のもとに長年運用されてきた。そのことが、法制定以来大幅な改正が十七年間でできなかったというふうな状況から判断しますと、また、いままで私たちが関係者から聞いた状況から判断しますと、いま局長も答弁されましたとおり、この仲買人の手先になって働いている外務員の質的な向上ということが要請されるのではなからうかと思うのですが、現在この外務員の待遇なりあるいは労働条件、また今後の外務員の質的な向上をはかるためにどういふふうな指導をしていかれようとするのか、この辺の状況についてお聞かせ願いたい。

○**大和田政府委員** 私どもも、外務員の質的な向上あるいはその活動の適正化ということがこの問題を解く大きなかぎだと思っております。それで、最近、外務員をたくさん雇っております四十の仲買人について調査いたしましたところの結果を

申し上げますと、俸給については、固定給が二〇%、それから固定給がちょっとで、歩合給が主というものが七〇%——詳しいお話は省略いたしますけれども、やはり歩合に相当したようになっていて、外務員が相当お客さんを勧誘しなければ収入がふえなというふうな状態になっておるわけでございます。ボーナスの支給についても、そういう傾向があるわけでございます。これは一々仲買人を指導して、できるだけ固定給本位にしないといひまして、簡単にそうなるものとも私も思っておりませんけれども、今後の私どもの指導方針としては、あまり無理な外務員活動にたよらざるを得ないような給与制度はできるだけ改善をしてもらうようにということで強く関係者に言っておるわけでございます。そのほか、なかなか言ってもむずかしいことでございますけれども、取引所を中心とした研修、実務講習等についても十分つとめるつもりでございます。

○**児玉委員** この外務員と仲買人の関係等についても、いま局長の答弁されたとおり二〇%程度の固定給をもつては、当然これはノルマ過剰という形で、過大な宣伝なり勧誘なりが行なわれる危険性が十分予想されるので、今後の行政指導面においても積極的に取り組んでいただきたい。同時に、委託者のほうにも、投機心をあおると、ついそれに乗って過大なうけをしようにとして、商品取引の正しいあり方というのに対する認識が欠けておるところにこのような紛議が起ると私は思うのです。でありますから、今後の法改正が委託者保護に最重点が置かれることはけっこうであります。同時に、大衆に対する商品取引への認識を深める。そのために、私はやはりPR活動というものが必要ではなからうかと思うのです。が、せっかく委託者保護のこの答申が出され、法改正までできているわけでございますが、肝心の大衆が商品取引に対する正しい理解を持たない、このあやまちというものは、やっぱり法律ができておきながら繰り返されるのではなからうかと思うのですが、この辺の対策についてはどういふよう

にお考えになっておるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○**大和田政府委員** 私ども全く同じ考えでございます。法律を直しまして、仲買人あるいは外務員制度について相当の改善をいたしまして、制度だけの問題ではございませんで、実際の活動内容の問題でございまして、この法律改正の趣旨を生かすように今後十分仲買人あるいは外務員についての指導につとめるつもりでございます。

○**児玉委員** いままで資本力の小さい仲買人等が相当数倒産をして、ほとんど委託者が泣き寝入りの状況にあるということがいろいろな新聞等でも報道されてきたわけですが、現在までの倒産並びにそれぞれの被害状況、こういうものはどういふふうになっておるのか、この点お聞かせをいただきます。

○**大和田政府委員** 最近におきます仲買人倒産の状況を申し上げますと、農林関係、通産関係、両方含めまして二十の取引所関係で、三十七年からの四十一年の五十年間にわたります倒産の仲買人の数は総計三十七でございまして、委託者の延べ口座数が二万三千ほどでございます。被害の金額は、これも二十の取引所全体を合わせまして五十二億ほどに及んでおります。

○**児玉委員** 五十二億という金額は、おそらく零細な投資者ばかりだと思ふのですが、この五十二億の損害額というのは、全然委託者は補償されてないのか、まるまるこれだけの被害が起きているのか、あるいはそのうちの何%かの金が委託者に返されているのか、その辺はどういふふうになっておるのですか。

○**大和田政府委員** 私どもの関係を申し上げますと、倒産仲買人が出た場合は、取引所が指導いたしまして、名前はいろいろございしますが、被害者協議会をつくりまして、仲買人の倒産についての債務の分配について、適正な分配が得られるように、取引所が中に入って相当努力をいたしております。それで、中には被害額の三、四割、あるいは五割程度を回収する事例もございまして、

非常にまずい例の場合は数%程度の回収にとどまるものも実例としてございました。それで、被害が相当多いような場合には、取引所が自分の積み立て金を吐き出して、多少の、千萬元あるいは場合によつて五百万円という例もございましてわけですけれども、取引所自体が見舞い金を送って処理をするという例もございまして。

○**児玉委員** 倒産並びに今後予想される問題でございすけれども、たとえばアズキの三百八十二件の紛議の中で、一任売買の紛議が三十三件、無断売買、いわゆる委託者に許可を得ずにかつてに売買した件数が七十二件、それから仲買人が外務員を通じての連絡をしないまま玉の処分をしているのが二十八件、こういう点から考えますと、やはり委託者よりも仲買人等がかつてに売り買いをして損害を与え、事件を引き起こしておるという点から考えますと、もちろん委託者は資金的にも、あるいは法的な知識も浅い、紛争なりあるいは訴訟になった場合は結局泣き寝入りをせざるを得ない、こういうふうなことが大多数の実例ではなからうかと思ふのですが、この昨年のアズキの紛議の内容から判断いたしますと、相当これは積極的な指導をしなければ、やはり委託者保護に重点が置かれておる答申、法改正というものが、結局もとのもくあみになつてしまふ危険性というものが多分に予想されるわけでございます。この辺の指導というものをどういふふうに法的にも強化されていくことをするのか、この辺明らかにしていただきたいと思ひます。

○**大和田政府委員** 先ほども申し上げましたが、紛議の大体七割程度は円満に解決いたしておりますが、現に倒産仲買人に関する紛議は、調停がうまくいかないのが普通でございます。倒産仲買人に関するものを除いては、八〇%程度は紛議が現に円満に解決をいたしております。今後の問題として、やはり、もちろん紛議を少なくするように努力をいたすわけでございますが、そのためには、一つは倒産仲買人というものが出ないようには、これは私も検査を厳重にして、純資産額が

へつこんでいるような場合は、これを嚴重にもとに復させるように努力をいたすというところは当然でございますが、同時に、仲買人の資質全体を評価できるような、今回の改正で登録制を許可制に改めたということも、一つはそこにあるわけでございいます。それ以外に、紛議が起きました場合の処置としては、私も四十年前に定款を改正して、紛争調停委員会を取引所に置きましたこと、またその運用が比較的うまくいっておりますので、紛議が起きましたから措置としては、大体この道を進めばいいと思っておりますけれども、紛議が起ることを少なくするために、先ほどから申し上げておるように、仲買人、外務員の事業の健全な運営についての指導を強める必要があるというふうに考えておるわけでございいます。

○児玉委員 あと、それでは二点だけにしぼって質問したいと思いますが、今回のこの制度上の大きな改正としては、現在までの登録制を許可制に変える、これは画期的なことでありますが、やはり実現には相当の困難が予想されることを局長も答弁されたわけでありますけれども、許可制に切りかえることによって実質的な差異というものはどうか。また、もちろん許可制によつて今後の取引の運営というものは公平適正に行なわれていくことを期待するわけでありますが、この根本的な制度改正の違いというものと、その効果というものをどのように期待をされておるのか、この辺を明らかにしていただきたいと思ひます。

○熊谷政府委員 従来の登録制におきましては、一定の純資産額と、それからあとと法律違反等の欠格事項、そういうものがない場合は自動的に登録されたというふうな、非常に形式的な要件のみでございまして。今回の許可制におきましては、そういう純資産等の財産的基礎につきましても強化をはかりますとともに、さらに負債比率、流動比率等の経営上の比率等も採用いたしてございまして。それと同時に、今後の取引仲買人の社会的な信用を高めるために、仲買人は相当の知識、経験を要する、それと同時に社会的な信用も要求す

る、こういう形をとつておるわけでございいます。なお、大衆の参加あるいは過当投機の原因になります営業所の設置等につきましても、これを一つの許可の要件にいたしておるわけでございいます。したがって、従来から見ますと非常に質的面的強化されたということがいえると思ひます。そういうことによりまして、今後いわゆる倒産防止あるいは被害が起きた場合の仲買人の資力の充実による弁済というふうな面につきましても、私も相当の効果をおぼえ得る、かように考えておる次第でございいます。

○児玉委員 次に、今回理事長が理事を選任する制度、理事長が理事を選任するというものになったわけでありまして、私は、むしろこのことは、いままでの長い間の因襲等により、その選任の方法というものはきわめて問題だらうと思つておるわけで、この理事長が理事を選任する制度をわざわざここに改正したのは、どういふことを目的としてこういうふうな制度の改正を行なつたのか、その利点について、あるいは私たちがしるうとして、むしろ弊害が助長されるのではないかと、懸念をするわけでございしますが、その辺のいきさつは、どうしてこういうふうな制度の改正になつたのか、この点御説明をいただきたい。

○熊谷政府委員 仲買人の経営の運営あるいは外務員のあり方等につきましても、先ほど御指摘がありましたようにもう少し近代的にしなければならぬというところは当然でございまして。それと同時に、やはり取引所自体のほうも近代化されていかなければならぬ。それと同時に、取引所の機構は会員同士の私的な機関でございまして、いわゆる公正価格の形成とかヘッジとか、いろいろ公共的な仕事をしておるわけであります。われわれは将来そういう面に非常に期待をいたしておるわけでございまして。したがって、取引所の公共性といふか、そういうものは相当高まつていく。今回の改正におきましても、たとえば自治権に基づく監査機能の強化とかあるいは内部制裁の強化とか、いろいろ公共性を確保するための規定

を入れたわけでございまして。理事の理事長による選任もその一つのあらわれでございまして、御承知のように証券取引所、これは商品取引所とは違いますが、やはり公益理事の増員ということは常に議論の的であるところでございまして。そういうこともございまして、できるだけ公益的な人を入れたという意味で、こういう改正をしたわけでございます。しかし、これがよろしき人を得まさんと、御指摘のような弊害が他面出てまいらぬと思ひます。したがって、われわれは内部指導といたしましては、りっぱな方にこの公益理事になつていただくように十分指導してまいりたい、かように考えております。

○児玉委員 もう最後でありますけれども、せっかく大臣もお見えになつておりますので、一言要望と御質問を申し上げたいと思ひます。いままで関係局長からいろいろ問題点をお聞きしたわけでございまして、特に仲買人等のもういままでの登録から許可制、それにしまして、やはり委託証拠金の分離保管等の問題もあつて、三年間の余裕期間を置いてその間は登録制度で運用していく、こういう非常に多くの問題が残されているわけでございまして、商品取引に参加する委託者大衆がいままで相当被害をこう受けている。これは制度上の欠陥であり、また人的構成のもたらした弊害でもあるわけであります。今回の法改正を転機としまして、特に大衆保護と制度改正にやはり私たちは積極的な行政指導ということが要請されるわけでございまして、この辺に対する大臣の御所見と、そしてまた今後の一つの展望についてぜひ大臣の御所見を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○菅野国務大臣 いまのお尋ねは、日本の商品取引所がほんとうの機能を発揮しておるかどうかという問題が第一点だと聞いたのでございまして、これはもう私から申し上げるまでもなく、商品取引所というものは公正な価格を形成する場所として活用すべきであるし、一つは保険つなぎの意味において商品取引所の取引を利用するということが

で、おのずから将来の公正な価格を形成さすというふうな機能を持つておるわけであります。そこで、今日までこれが登録制であつたために、実力のない人が仲買人になつたり、あるいはまた登録制であるために、外務員制度などの規制もないために、おかしな外務員が出てきていろいろ介入したりして、一般の人に迷惑をかけておるというふうな事例が続出してきまして、そこで、一般の人にそういう損失を与えないように外務員の取り締まりをきびしくするし、それから仲買人も取引員としてりっぱな資格を持った人を取引員にするということにして、この取引所の機能をより完全なものにしたいということ、今度の改正案を出した次第でございまして。

そこで、この商品取引所というものは、申すまでもないことでありますが、やはり取引が大量的な取引になりますと商品取引所というものの必要性を感じるのでありますからして、日本においても今日二十幾つ取引所がありますが、しかし昔からの伝統的な意味において存続しておる取引所もあると思ひます。これについてはもちろん検討しなければならぬものもあるのじゃないかと思ひます。またしかし、新たな商品によつてまた新たにいくらなければならぬ取引所も起り得ると思つておるわけであります。そういうことについては、この取引所法をきめた当時と今日とは事情がだいぶ変わつておりますし、今日の経済事情、将来の経済事情に應じて商品取引所の今後のあり方というもののについてはわれわれ十分検討して、そして取引所の正しい歩み方を指導するようにやつていきたい、こう存じておる次第であります。

○島村委員長 中谷鉄也君。○中谷委員 茶の間に赤いダイヤが入つてきたという全く問題になつております。そこで、そういう全く初めて大衆参加をするというふうな人の立場に立つて、一、二お尋ねをいたしたいと思つたのです。結局、紛議の防止ということに相なると思ひますけれども、紛議の防止ということは、紛議の適

正かつ迅速な処理ということが、かえってそのことが回り回ってきて紛議の防止に役立つ、こういうふうに私、思うわけです。そこで、こういうことを最初お尋ねをいたします。お借りをしてきたのですけれども、東京穀物商品取引所の定款がございまして、この定款は、会員が「訴訟の当事者」となったとき又はその判決があったときには、その旨を届けねばならないという定款になっておるようでございます。この法意は一体どういうこととでございますか、農林省にお尋ねをいたします。

○大和田政府委員 これは取引所としては、当然売買の業務が適正に行なわれることについて十分の関心と責任を持っておるわけでございまして、紛議の調停につきまして、取引所の中で紛議調停委員会が調停いたしておりますように、それが場合によって裁判断に持ち込まれたら、あるいは取引所を経ないでいきなり裁判所に持ち込まれる場合もないことはいわけてございまして、いづれにしろ取引所としては重大な関心を持って紛議の裁判断の経過を見守る必要があるということとでございます。

○中谷委員 そのとおりだと思ふのです。

そこで、この場合の訴訟というのは、いわゆる裁判所に対する調停の申し立て及び本訴を含む、あるいは仮差し押え、仮処分等、そういうふうなものも含むのかどうか。これは私、含むだろうと思うのです。広義に解釈すべきだろうと思うのです。ところで、紛議が非常に多い。農林省の御所管の関係で三百七十二件でございますか、そういう紛議がある。しかし、取引所のほうに申告のあったもの、こういうことなんです。そこでお尋ねいたしますが、訴訟については、本所に対して報告しなければならぬ、届け出をしなければならぬ。そうすると、会員である仲買人と委託者との間において取引所の関知しないところの紛争いわゆるトラブル——紛議ということばを使わずに、トラブルと申したほうがいいと思ひます。そういうトラブルについて、報告させること

を定款にきめていないわけですか。これは一体どういうことであらうか。取引所まで申告されていないところの、申し立てされていないところの仲買人と委託者の間の紛争の実数についてはどのように把握されているか。この点についてお答えいただけますか。

○大和田政府委員 アズキを中心とした穀物の紛議につきまして、農林省としても相当な関心を持って紛議の実質的な調停あるいは指導に当たっておるわけでございまして、取引所自体も相当の経費をなっておりますから、きわめてささいなもので、取引所の耳に入らない、取引所に来ないというものが、ないことはございませぬけれども、大体取引所においては、私が申し上げております五百件あるいは三百数十件というものは、大体トラブルと言えざるほどのトラブルの実数に見合うというふうな御了解いただいてよろしかろうと思ひます。

○中谷委員 そうすると、お尋ねを続けていきなすと思ひますが、三百七、八十件の紛議というのは取引所が——こういうことばが適当かどうかはわかりませんが、自分のところへ申し立てがあつて、申告があつた、その分について三百七、八十件だというのはなしに、申し立てはないけれども、それを戦権で探知しているのだ、実態を把握しているのだという趣旨でございませうか。実態はそうじゃないでしょう。要するに営業者と委託者との間ではかなりの金額についての紛争の処理もやっております。この点について、いまの御答弁は、私がお尋ねしていることについて率直にお答えいただいてないと思ひます。

私が聞きたいのは、こういうことなんです。訴訟について報告義務を課しているんだから、仲買人と委託者との間に紛議があつた場合、それについて定款で報告義務を課したほうが、より一そう委託者保護の趣旨に沿うのじゃないか。そういうふうなことを課することは仲買人に対して非常な重い荷を負わせることになつて、不適当なかどろか。私は、先ほど申しました、お茶の間に赤い

ダイヤが入つてきた、そういう大衆参加の立場に立つてお尋ねするわけですが、それは、仲買人のいんな立場も考えなければなりません。しょうから、その点についてはどうですかということ。

○大和田政府委員 私が申し上げております紛争の件数は、取引所に申し立てのあつた件数でございまして。私が先ほど申し上げたことは、お客さんも自分の金については相当の経費でございまして、仲買人とトラブルがあつて、相当の問題でありまして、そのまま消えてしまつて泣き寝入りするといふ事例はますますございませぬ。取引所に言つてくる場合が非常に多いものでございまして。したがって、取引所に申し立てのあつた件数というものは大体トラブルの件数に見合つております。ただ、いまお話しした、仲買人が自分限りでございまして、取引所に報告させることとはどうかという御意見でございまして、私ども、大体の紛争は取引所に申し立てられておりますから、いまの制度でいいと思ひますけれども、なお、そういう報告の義務といたしまして、取引所に対し仲買人に報告させるシステムをとりまして、仲買人にとつてはえらい負担になると思ひます。それから、これは私は十分検討をいたしたいと思ひます。

○中谷委員 そうすると、たとえば東穀の定款でいへば、第十条、「遅滞なくその旨を本所に届け出なければならぬ」といふ問題については、き又は判決があつたとき」といふ問題については検討するといふふうな御答へとお伺ひしてよろしいわけですか。その点は、いまの政府委員の御答弁は、紛争の実態についての御答弁としては、私のしるうとの感覚からいへば、違ふと思ひます。と申しますのは、たとえば商品買入者が預けたお金をその日のうちにふところに入れて使つてしまつた。こんなものを、委託者が仲買人のところへ行つて、使ひ込まれてしまつたと言へば、とにかく仲買人のほうに文句なしに返すわけでは

う。返さざるを得ませぬ。これは紛争というふうなものではないです。紛議というふうなものではないです。どんぴしゃりそのもの、とにかく文句なしに悪うございましてというでございませぬ。こんなものについて取引所に申し立てがあるはずはないと思ひます。仲買人と委託者との間で話がついてしまふと思ひます。そういう実態の把握をしておられるかと聞いておるのです。農林省、いかがですか。

○大和田政府委員 仲買人の店先において事件が完全に解決をしたというふうなものは、私ども承知しない場合があると思ひます。

○中谷委員 そうすると、三百七、八十件というのは、実際のいわゆる紛争、紛議というものは一体どの程度あるのだろうか。ことに紛争処理委員会というのは、何も調停に対する前置主義をとつておるわけではありませぬ。そういういたしますと、いわゆる裁判所に対する調停あるいは直ちに裁判所に対する本裁判の提起というふうなもの、これはあり得るわけですか。そうすると、この場合は、何といつても委託者保護ということをおわれれば真剣に論議しておるわけでございまして、紛争の実数、実態、少なくとも取引所が把握したものだけをもちて紛争の実態というふうなことは、私は、そう委託者の保護にならないと思ひます。もっと実態の把握については、農林省は御熱心であつてもいいと思ひます。一体、実態について、実数はどの程度あると思ひますか。

○大和田政府委員 仲買人の店頭において、どの程度の、お客さんとの争ひと言ふに至らないような争ひがあつたかというところは、私ども具体的に仲買人の検査をいたして発見する場合もありませうけれども、それ以外の道としては、取引所を通じて、あるいは仲買人を通じて、伝聞として聞く以外はなかなか把握のしようがないわけでございます。

○中谷委員 そうすると、紛争、紛議について最も典型的な、もうどうにもこうにもそんなことは

仲買人のほうで抗弁のしようがないというふうなものについては、取引所のほうにあらがってこないと思うのです。そういうようなものについて、所管官庁であるとか、あるいはまた取引所が知る機会、知る方法が私は必要だと思ふのです。そうすると、先ほどの十条等のいわゆる報告の義務については、訴訟の当事者以外のそういう紛争があつたものについても、的確に知り得る方法というのを考えた方がいいと思ふのです。いかがでしょう。

○大和田政府委員 仲買人が店頭で自力でうまく解決したものの報告をさせるとして、はたしてほんとに一〇〇%の形で出てくるかどうかということも多少の疑問がありますけれども、定款にこれを書き込むかどうかは別として、私どもも、今回の法律の改正あるいは改正に至る過程として、三十九年、四十年以来いろいろなことを委託者の保護のためからやっております、その延長として取引所まであらがってこない実態の紛争がどの程度あるかというのを私どもが相当し知ることができるような何かのシステムをつくるということについては、私も十分勉強したいと思つております。

○中谷委員 何かもう少し的確な御答弁をいただきたいと思ふ。何かのシステムというのはちよつと。ですから質問を続けます。三百七、八十のうち七割程度は円満に解決をいたしておりますという御答弁が、先ほど見玉委員の質問に対してありました。あなたの円満ということばがくせ者だと思ふ。要するに一任売買だとか無断転売だとか、こういうことばは私は初めて覚えて聞いているのだけれども、そういうふうなものがあったが円満に解決しているという。結局紛争というものは、一任売買があつた、あるいはそのことによって損害を受けたんだ、無断転売されて損害を受けたんだということだから、結局金を幾ら返してくれということになるわけだ。それでございませぬ。何も、だまされて腹が立つから、取引

所おこつてくれというふうな紛争を申し立てたというのじゃないわけですね。幾らお金を返してくれという申し立てだと思ふのです。そうだとすると、円満にというのはどういう実態で解決されているのか、私はこの点の把握が大事だと思ふ。ことに、店先での解決というのは、まあお互いに悪いんだから、あなたのほうにも過失があつたんだから、いいところで手を打ちましようというふうなことで、足して二で割るような形の解決が往々にして行なわれているのではないかと。ことに茶の間の奥さんなんというのは赤子の手をひねるようなものですよ。このようなものは少しも円満でないと思ふ。農林省にお尋ねしますけれども、解決はどのように解決されているか。一体請求金額は幾らになるか、幾ら払うことになりましかつて、少しいややこしい質問になりますけれども、円満にしておしやるから、円満にというのは一体何割払つて解決しているのか、全部金額払っているんですかというふうなお尋ねのしかたをしてみたいと思ふ。

○大和田政府委員 紛争の約七割は解決されておりますが、円満にというのは、当事者が納得してというふうな御了承をいただいでよろうと思ふ。それで、請求金額の全部が得られた場合ももちろんありますけれども、それが半分だったり、三分の二だったりする場合も当然ございませぬ。これはお客のほうの申し立ても、要するによくわからない。無断である無断でないということはお客のほうの責任といひますか、過失ということもある程度ある場合もございませぬから、解決した場合に、請求金額のすべてが得られて解決したということばかりでは、もちろんございませぬ。そのうちの何分かでまああやむを得ないというので終わった場合も当然あると思ふ。

○中谷委員 だから、円満にとかいうのは、それが、むずかしいことばで言えば、いわゆる社会的合理性をもった解決でなければいかぬわけだ。もっとむずかしいことばを使えば、それが正義に合致していなければいかぬというふうなことを言えるわけですね。ですから、たとえば委託者の中でやかししいのがおる、大きな声を出すから、とにかくたくさん金を払いましようとか、声が小さくておどおど取引所に入つてきたから、わずかなところで解決するということではないかと思ふ。そうすると、納得した解決の件数と問題なんです。そういうことについて、農林省も実態の把握があるのですか。

○大和田政府委員 どれだけ具体的に請求金額があり、どれだけ金を払つて解決したかということは、私も承知いたしております。

○中谷委員 そうすると、先ほど政府委員の御答弁の中には、委託者のほうにも若干の問題がある場合がある。法律的に言えば過失相殺でございませうね。そうすると、いわゆる一任売買のとき、何か委託者のほうにも悪い点があつたというふうな点についての、いろいろな解決の基準、こんな場合は幾らくらの金を返すべきだとか、ABC D何百人といういわゆる被害を受けたと称する人が委託者でいるわけなんです。Aについてばかり割りのいい解決がなされ、あるいはBについてはそうじゃない解決がなされた、また相手方の、ある仲買人店では非常に委託者の保護のための解決をした、別な仲買人店では何かうまく言いくるめてしまつて、非常に委託者に割りが悪かつたということがあり得ると私は思ふ。こういう点についての、いわゆる紛争防止でなしに、紛争処理の適正、紛争処理が社会的合理的に行なわれているかどうかというところについての対策というのは、実態把握が前提になると思ふけれども、そういう実態を全然お持ちになつていないということですか。

○大和田政府委員 三百件あるいは五百件という紛争の件数を、全体の取引所で処理に当るわけでありませぬ。一つの取引所で五、六十というものを扱うわけではございませぬ。ある人に対して非常に有利な解決をしたり、あるケースについて非常に不利な解決をしたりするということは、これはだんだん紛争の調停の実績が積み重なつていくわけだと思ふ。いわば判例的なものが出てくるわけだと思ふ。それから、事務局なりあるいは紛争処理の委員会において、そう恣意的に解決の基準をきめるといふことは、私は万ないと思ふ。それから、万ないばかりでなしに、私ども事例集の編さんを取引所と相談いたしております、だんだんに各取引所においてそういう事例集ができるわけだと思ふ。その事例集の中から何かの数式で金額がはじかれるというものではございませぬけれども、何年かの調停の事例の積み重ねによつて、おのずから公平な基準が生れる、私どももそういう方向で指導をいたしておるわけだと思ふ。

○中谷委員 お尋ねをいたします。調停の件数がわずかに十件前後、非常に少ないと思ふのでございませぬ。要するに、取引所の職員が調停をされる以前に処理をされるということなんです。これは一つの考え方としては、迅速な処理という点からそういうことになつたのではないかと私は思ふのですが、その点に疑問があるのではありませんか。

○大和田政府委員 紛争の処理委員会にかけないで、事務局がやりますものは、迅速に処理するということもございませぬけれども、関係がそう複雑でなくて、当事者の申し立てによつて比較的簡単に処理ができるというものでございませぬ。事務局が処理いたしましたものすべてについて、文書として残しておるわけではございませぬけれども、問題として残しておくべきだと思はれるものについては、事務局としても書類として残してあるわけではございませぬ。

○中谷委員 ただ事例集といひますけれども、

そういうものは実際あるのでしょうか、この点についてお尋ねをいたします。要するに商品取引所法の関係の判例というものは非常に少ない。少なくとも判例は少ないですね。そうすると、もう一度お尋ねをいたしますけれども、政府委員のお考えとしては、取引所のほうで把握しておられる三百七十何件かの紛議、これは本来は調停の申し立てをしてきたものを、調停委員会を開かず取引所職員のほうで処理あるいは勧告をするということなのか、それともその内訳は、調停処理委員会に対する調停の申し立てがなされ、ただ取引所に対して申告があったものを取り上げていくのか、その内訳は一体どうなっているか、いかがでしょうか。

○大和田政府委員 取引所で紛議調停委員会がございませうけれども、取引所に対して調停の申し立てというシステムにはなっておりません。要するにお客さんが苦情を言ってきたものを事務局が引き受けて、事務局限りでやれるようなものは事務局で処理し、むずかしいようなものを紛議調停委員会にかけるということでございます。

○中谷委員 いま何とおっしゃったのでしょうか。穀物取引所の定款によりまして「申立をすることができ。」と相なっておりますね。

○大和田政府委員 定款の百四十四条によりまして、「当事者は、本所に対し、調停の申立をすることができ。」というところでございます。

○中谷委員 いいです。ではもう一度分析をしてください。三百七、八十件、多いときには五百件あった。これは取引所に対する百四十四条の申し立てが、調停委員会が開かれず取引所職員ベールで解決されたもので、結局調停委員会のほうに調停に付されたものは実際十件とか二十件とか、非常に少ないということになるのかどうかの点をまずお伺いしたいのです。

○大和田政府委員 総体の件数として申し上げております三百件とか五百件とかという数字は、書面で申し立ての来ましたものばかりではございませんで、はがきで言ってきたり、あるいは電話で

言ってきたり、あるいは人が口頭で言ってきたりしているものすべてを含んでおるわけでございます。

○中谷委員 そこで、調停の申し立ては一体何件あったわけですか。

○大和田政府委員 最近の事例で申し上げても、百四十四条の条文を基礎にして、調停の申し立てをする件数というものは、私も非常に少ないというふうに聞いております。電話ははがき、あるいは口頭で言ってきたものの中で、むずかしいものを紛議調停委員会にかけているというのが実情でございます。

○中谷委員 そこでお尋ねをします。あくまでも委託者——法律も何も知らない、とにかくアズキと呼ぶのか小豆と呼ぶのかも知らないわけで、結局誘われて大衆参加をしたという、そういう人の立場に立ってお尋ねをしますが、調停の申し立ては書面にやらなければならぬとせんか。それともそういう定款を、大衆保護という観点から、口頭による調停の申し立てでもいいんだというふうにとつて改めようということが大衆保護の一環にはなりませんか。いかがでしょうか。

○大和田政府委員 定款の規定によりまして、申し立ては書面をもってしなければならぬということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、書面による正式の申し立てがなくて、口頭でありまして、事案によつて紛議調停委員会にかけられておるわけでございます。

○中谷委員 そうすると定款そのものも、それは運用の面で、書面によらない申し立ても調停に付すという趣旨なのか。それともたとえ、私きょうは六法を持ってまいりませんでしたが、たしか簡易裁判所の調停の申し立ては、必ずしも書面によらなくてもよかつたはずで、いわゆる裁判所というお役所でさえも口頭による調停の申し立てを受け付けているんです。だから大衆参加、委託者の保護というのをいわれている、取引所という司法的機関じゃないところの申し立てが、書面によらなければならぬと明定されて

いることは、必ずしもほめたことじゃないじゃないか。この点についても検討されてしかるべきだと思ふが、いかがでしょうか。

○大和田政府委員 現在の運営を申し上げますと、書面をもって申し立てるのではなくて、御当人が電話なり、はがきなり、特に取引所に来られて紛議についての話をされるわけですが、そこで調停の申し立てをして、調停委員会にかけてしかるべきものは、実は事務局のほうで手伝いといひますか、そこで書面をこしらえて申し立てをするという、そういうシステムになつておるわけでございます。それから、実態として、ある程度申し立ては書面ではつきりさせるほうが望ましいわけでございます。いましよから、書面で来ないものは全然受けつけないということではございせんので、口頭で来まして、それを書面に事務局が直すということとでございます。それで実態としては差しつかえないのではないかと、いろいろに思ひます。

○中谷委員 その点はその程度にいたしまして、もう一度お尋ねします。非常に気になる点なのでは……。円満に紛議が解決したのが七割という点疑問があると思つてお尋ねしているうちに、解決ということ、円満なということばが取れませんでした。納得というものを最初おっしゃったけれども、その納得も取れちゃった。それでいいと思ふのです。解決というふうには正確にいわれるべきだと思ふのです。そこで事例の積み重ねがあるというところで、裁判断の裁判断だつてそういう法律の専門家の裁判官がおやりになつた裁判に於いて、当事者というものは納得しない場合が多い。フィガロの結婚という戯曲の中に、裁判官だつて自分の裁判についてはどんな裁判をするかわからないということばがございませう。そういうことで、取引所というものは本来仲買人が会員になつておる。事例の積み重ねだからといって、委託者が大体取引所の解決というものの、紛議の調停というもののついでにだけ信頼性を持つて

おるかということにかかってくると思ふのです。そうすると、いまの農林省の御答弁のように、実態は円満に——恣意な、恣意なというおことばを使われましてね。みだりな、わがままな、かつてな解決はしてないはず。かつてな解決をしていたらたいへんなことです。しかし解決が適正なのか、社会的な合理性に支えられておるのか、委託者保護ということに貫かれておるのか、それとも法的ないわゆる判断を間違つてないかというふうなことに、この実態の調査は、私は当然やっていたかなければならぬことだと思ふ。この点についてはどうも資料がないようです。実態の調査をおやりいただけますか。それとも実態の調査があるというところであれば、事例集があるということならば、そういうことについて資料として本法案審議中にお出しただけでかどうか、その点をひとつお答えいただきたいと思います。

○大和田政府委員 事例集、数多くございませう。一冊でございます。資料としてあとで御提出いたします。なお紛議調停の積み重ねによつて、公正なといひますか、適正な判断が望ましいわけでございます。それから、私ども具体的な事例について、適正かどうかということも、取引所と一緒に十分検討いたすつもりでございます。

○田中(武)委員 ちよつと議事進行。いまの農林省の政府委員の答弁等については御忠告を与えていただきた。こういふ、あと一日か二日という秒読みの段階に入つておるわけですね。質問に答えることができず、資料を後日提出ということならば、その資料が提出されるまでは審議ができぬ、あるいはそれまでは採決ができぬということなればどういふことになりますか。あす私はこの法案に対して質問をいたします。もし私の質問中に、そういうような事例がありましたならば、直ちに私は質問をやめますから、そういうことを政府委員なり、あるいは内閣に、大臣にも十分言つておいてください。あとで資料を出しますとか、あとで合議の上で答弁申し上げるとかいうような段階ではない。すでに秒読みの段階ですから、そういう

う答弁は許されない。そういうことを十分言ってください。

○島村委員長 政府委員にちょっと御注意いたしますけれども、これはもう時間が一日、二日に迫っておりますから、できるだけはつきり御答弁をいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 私ははつきり御答弁をいたしておるつもりでございます。ただ、御要求の事例集が手元にございませぬから、それをあすにでもお届けいたしますということでございます。

○中谷委員 じゃ、こういうことをお尋ねいたします。たとえば東穀の商品外務員規則というものがございませぬ。それによりますと、不都合行為の定義というものが第八条に出ております。たとえば商品外務員は一から八までの不都合行為をやつてはいけませんよ、商品外務員とはこんなことですよと書いてある。一号は、自己の所属以外の商品仲買人に売買取引の委託を斡旋することとか、五号は「委託者から受けた売買取引の注文を、その指定された条件と異つた条件で所属商品仲買人に通すこと」とか、六号は「無断売買を行なうこと」とか出ておりますね。

そこで私も一度お尋ねいたしますけれども、たとえば商品外務員はそういう不都合行為をやつてはいかぬと書いてある。そういう不都合行為をやつた。そういう不都合行為に基づく委託者からの紛議があつた。いわゆる事例の積み重ねということをおっしゃつたけれども、こういう場合にはこういう解決をすべきだという取引所としての紛議解決の準則というのがあるか、ケース・バイ・ケースだとしても、おのずから類型的に分類できると思ひます。そういうことについての努力をする、そうして仲買人の方が、いやしくも、法の無知につけ込んで委託者に、そんなことは訴訟を起こしてもだめですよ、どこへ行つても相手にしませぬよということ、適当なところで話をつけるというやうなことがないようにする。いわゆる判断に一つの客観性がなければいかぬと思ひます。事例の積み重ねといつても、事例

の積み重ねは非常に少ないと思ひます。そういうことについての研究会をするなり、あるいはそういうことについての一つの準則をつくるなり、もちろんケース・バイ・ケースですから、準則をつくらなければならない、その準則どおりしなくして定木にやつたらたいへんなことになりますよ。そういうことではないのですけれども、そういうことをしなければ委託者の保護というのには守れないのじゃないか。紛議の防止ということ、紛議が起つたときに適正に紛議が解決されることによって初めて仲買人が自衛されるのではないか。仲買人に幾らそういう通達を出しにしましても、その通達を出したことによって実際に紛議の解決がされていくのだつたら、それは精神訓話にすぎなかつたのじゃないかというのが私の言いたかつた一点なんです。いかがでしょうか。

○大和田政府委員 紛議の類型に従つて基準を設けるということとはなかなかむずかしいことでございませぬけれども、おっしゃるとおり、一つの基準をつくれれば、それで万事処理できるというわけではございませぬが、私ども、たとえばいま御指摘になりました八条のやうな一々の事例にかなうやうな場合に、取引所としてどういふふうにするべきかということについては、十分取引所を含めて研究をいたすつもりでございます。

○中谷委員 では、紛議については、もう少しお聞きしたい点もありますけれども、この程度にいたしておきます。

次に、今度は紛議の防止という観点から、同僚委員からも質問がありました商品外務員の問題についてお尋ねをいたします。ひとつ通産省のほうからお答えをいただきたいと思ひますが、商品外務員の方についての定着性の問題でございませぬ。これはちょっと私ひど過ぎるのじゃないかと思ひます。と申しますのは、同じく私はここに六月三十日の「東京穀物商品取引所日報」を持っておりますが、その「取引所ニュース」というのによりまして、商品外務員の登録を新しくしたのが十四名、商品外務員の登録抹消をしたのが十三

名ということに相なっております。そうすると、平均をとつて勤続年数が二年四カ月だとか二年六カ月だとか、参議院で論議されたやうなことはこの場合あまり意味がないのじゃないか。それよりも東穀の商品外務員のうち、一カ月に一体どれだけ入れかわりがあるのだろうか。たとえばこれを見ると、一月もつとめずやめておる方もいるやうな感じがする。一体どの程度の入れかわりがあるのですか。入れかわりということばは非常に粗雑ですけども、お答えをいただきたいと思ひます。

○諸口説明員 お答え申し上げます。商品外務員の登録につきましては、各取引所毎月一回登録がえをいたしております。私どもでデパート仲買人四十社、これは非常に大きなものを優先にとつて調査いたしました。御案内のとおり商品外務員は五千三百人でございます。そのうちの三千百十九人について調査しまして、平均勤続年数、いわゆる定着率二年七カ月というふうに一応なっております。ただ御指摘のやうに、最近はある程度小康を來たしておりますけれども、外務員の移動が非常に激しゅうございまして、要するに同一の店に長くいるよりもわりあい短期間に移動するといふやうな事例も見られますので、なるべくそういう点については定着率をよくする。

いろいろ給与体系その他の問題もございませぬけれども、そういう点について今後外務員制度といふものを業界とも一緒になりました検討してまいりたいといふふうに存じております。

○中谷委員 結局、六月三十日の日報によれば、登録をした人は十四名、登録を抹消した人は十三名でございませぬ。そうすると三十日といひますか、お休みの日もありますけれども、大体四百名から四百四十名くらいの方が新規に登録をしたり抹消をしたりしているということになる。そういうことになれば、一体三千幾らの中の何割になるのですか。これはもう平均をとつて二年四カ月とか六カ月の勤続年数ですよといふやうなことは全然論外のことだと思ひます。こういうことの対

策といふものを何かと明確に打ち出していただかなければならぬと思ひます。政府委員のほうからひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○熊谷政府委員 外務員の定着性の問題は、外務員自体の問題でありますと同時に、過当勧誘の原因にもなると思ひます。したがひまして、今後の問題といたしましては、研修の期間を相当長くする、内容を強化するといふ問題と同時に、やはり従業員が外務員になるわけでございますが、その店においてどの程度の実習をした者を外務員にするといふやうなことを考えてみたいと思ひます。これは知識、経験の問題もございませぬが、いま申し上げましたやうに、学校を卒業して、簡単に外務員の講習を受けてなる、それですぐ気に入らなければやめるといふことを防ぐ意味において相当効果があるので、そういうことをぜひやつてみたいと思ひます。

○中谷委員 そうでしょうか。私は違ふと思ひます。結局一年以上とかく外務員としてではなしにお店で働かして、それから外へ出すというのですけれども、そんなことをはたしてほんとうに通産省、取引所、仲買人が考えておられるとすれば、私は実態に沿わないのじゃないかと思ひます。

六月二十八日に全国商品取引所仲買人協会連合会が各会員に対して「商品外務員の社会保険加入状況について」といふ書面を出しております。この書面によりますと、調査した四十五社、二千六百八十七名のうち、歩合給外務員というのは九百十九名おるのではありません。そして資料によると、外務員の収入はかなりのいいわけですよ。何か九万円くらい取つておるといふことになっておる。そういう外務員をとにかく一年外へ出さないでお店を使う。外務員の仕事をさせない。仲買人のほうはそういう人にまともに固定給を払つていくつもりがあるかどうか。そこまでやはり通産省はお考えになつて、固定給を払わします、もうほとんど歩合給との併用に、固定給の割合を増すやうな強力な行政指導をする、そのことについ

てまで自信があるとおっしゃられるのかどうか。そんなことができるならやっただけいいと思います。いいことだと思ふのです。それならば分離保管の問題にしても、とにかく五〇％じやなしに七〇％即刻という問題も出てくると思います。一年間の講習期間を設けて、外には出さないような趣旨のことがはたしてできますか。いかがでしょう。

○熊谷政府委員 今後いろいろ業界サイドとお話し申し上げる場合に、いろいろな問題が出てまいろうかと思ひます。分離保管の五〇％の率、いろいろ慎重に検討したわけでございますが、その問題もございしますが、私はやはり根本的には、この取引仲買人あるいは外務員を含めて、経営をも少し近代化していただくということが私は一番大事なことだと思ひます。したがって一年は相当仲買人としては苦しいと思ひます。御指摘の点はあるかと思ひます。むずかしい問題はございしますが、私もとしては、できるだけ固定給にしたいと、この一年の原則はぜひ守っていただきたい、そういう形で折衝するつもりでございします。

○中谷委員 それはもうそういうことであればいいのです。ただし、そうすると、外務員に対する待遇の問題と、とにかく一年の原則を守りなさいといつても、外務員は飯を食べていかなければならぬ、歩合給外務員の九百十九人を調査したところ、失業保険の加入率が一五％です。まさに前近代です、これは率直にいつて、何でそういうふうな実態なんであらうか。これはおそらく労働省の人に聞いてみても、そんなことはわけがわからぬというお答えが出ると思ふのです。失業保険一五％なんていうことは、どういふことでそういうことに相なってきたかと思われませんか、この点いかがでしょう。

○熊谷政府委員 根本的には、先ほど来御議論がございますように、歩合制で、とにかく給与体系がそういう形でいつていて、それで外務員も氣に入らなければやめる、こういう形で、むしろ仲買人も、従業員ではございしますが、ほんとうに自分の従業員としてそういう姿勢で経営をやっておるあるいは管理をしておるという心がまえが不足しておるのやが根本の原因であらうと私は思ひます。そういう意味合いにおきまして、この問題はやはり経営の総合的な面から、保険の問題、いろいろな面から考えていかなければならぬ、このように考えております。これがために、私は相当外務員としては経費はかかると思ひますが、ぜひそういう点を改善することこそが今後取引所あるいは仲買人、外務員を正しい流通機構の中に織り込んでいく一つの目標であらう、かように考えておる次第でございします。

○中谷委員 外務員の問題は非常にむずかしい、この点についてどこで紛議を防止するかという観点とかね合ひで私はむずかしいと思ふのですけれども、外務員の講習会でございします。これはこの取引所でも大体二日でございします。そうすると、開講あいさつがあつて、取引所の話があつて、それから定款、諸規程の解説があつて、受託契約準則の話があつてというふうなことで、九時に始まつて五時には終わる。その二日の繰り返してございします。こういうことで試験を受けるわけだけども、はたしてよろしいのかどうか。いかがでしょう。

○熊谷政府委員 率直に申し上げまして、期間の点につきましても、内容の点につきましても、不十分だと考えております。したがって、期間、内容とも格段の強化をいたしてまいりたい、かように考えております。

○中谷委員 仲買人協会に対して商品仲買人が外務員の身元保証金預託をいたします。この金額は一体幾らなんですかと思つて調べてみましたら、一万円なんですね。これは実態に沿わないし、関西のことばで言へば、気は心というのはいふことをいふのじゃないですか。これは一体、はたしてこういうことで委託者保護なんといふことの実績があつていふのかどうか。とにかく、一万円の身元保証金預託なんといふことは、私書類で見ましたけれども、農林省いかがですか。

○大和田政府委員 一万円は確かに気は心といふことであらうと思ひます。私ども、だんだんに上げることに努力をいたしたいと思ひます。

○中谷委員 それでは、アズキの輸入の問題についてもお尋ねしたいと思ふのですが、その前に、法律のうち、改正の対象にならなかつたものについてお尋ねいたします。取引所法の九十二条の問題です。

九十二条については、昨年の八月一日付で農林省の農林経済局長さん、それから蚕糸局長さん、それから通産省の企業局長さん、三名の名前で、各取引所に対して通達をお出しになりました。そこで問題は、もう時間もないようですから私の見解だけ申し上げますが、私は今度の業務上横領商品取引所法違反被告事件最高裁判決については、やはり奥野さんの少数意見が正しいと思ふのです。私はそういう考え方に立つてゐる。通産省の倉八さんなどがかつてお書きになつた商品取引所法の解説には、明確には出ていないけれども、通産省は従来から九十二条でいう「物」の中に充當有価証券は入るのだという考え方をとつておられた、これは私は常識だと思ふのです。ところが最高裁判決が出た、こういう通達をお出しになつた。そうして何か昨日の質疑の中では、行政的な監督、行政上の権限で、九十二条の最高裁判決があつてもカバーできるのだというふうな答弁があつたようだけれども、私はやはり、業務上横領罪が成立するかしらないかというふうな疑義を残すような九十二条をそのままにしておくことはおかしいと思ふ。最高裁判決が出た以上は、九十二条にいう「物」の中には有価証券が入るのだ、充當有価証券は入るのだという趣旨の規定を入れたからといつて、私は別に何か趣旨の規定を入れたからといふふうなふりかへないと思ふのです。ところが、御答弁をいただきました。従来九十二条の「物」の中

に有価証券が入るという考え方を行政庁としてはとつておつたということは御指摘のとおりでございします。そういう観点から、それを具体化するために、従来指導によりまして、受託契約準則におきまして、こまかい点をきめたわけでございします。

最高裁判決が出ました後の取り扱いの問題でございしますが、この点は横領罪との関係もございします。規定をすべきかどうか十分検討したわけでございしますが、実態的に申し上げますと、この委託証掘金の半分を分離保管する、それで委託者からの直接請求権を認める、こういう措置をとりますと、これは流用禁止よりも数等強い措置になるわけでございします。そこで五〇％の問題になるわけでございしますが、私も実態を洗つてみますと、あとの残り五〇％といふのは、売買証掘金に充當するとか、あるいは委託者のための立てかえ金、未払い金その他に充當しておるわけでございします。五〇％程度でございしますと、委託の趣旨に反した運用は非常にできにくくなる、こういう問題があるわけでございします。今回分離保管を五〇％とりました関係もございしたので、残りの五〇％については、法律的に流用禁止という措置よりは、実態的に申し上げますと、いま申し上げたような売買証掘金とか立てかえ金といふようなものにも少し使わざるを得ないのが実態でございします。それをどういふ方法で、どういふ時期に、どういふように使うかといふことを、きめこまかく規定したほうがむしろ実態に合ふのではないか、こういうふうに考えまして、取引所のいゝゆる受託契約準則にまかしたわけでございします。

それから法律的效果の問題でございしますが、法律に正面から規定いたしますと、御指摘のように、それで横領罪といふ問題の一つのてこにはなるわけでございしますが、受託準則に規定いたしましたとしても、仲買人はそれによらざるを得ないといふことになりまします。もしそれによらない場合は、こちらといたしましては許可の取り消しとかあるいは

営業停止というような処分を主務大臣がとれるわけでございますので、仲買人に対する取引面の運用としては、われわれは実態的に十分である、かように考えたわけでございます。したがって、結論的に申し上げますと、横領罪の關係だけには、法律に規定いたしませんと、少し問題が残ってくる、こういうことは率直に認めざるを得ないと思います。

○中谷委員 この判決については、私はみんな非常にあわてたと思うのです。いわゆる秋田の裁判所の判決があり、福岡高裁の判決があって、どんな判決が出るだろうかと思っていたら、最高裁の判決としてはちよつと意外の判決が出た。だからこそ、三局長連名のこういう通達までお出しになったと思うのだけれども、そうすると、現在の紛議に關連してお尋ねいたします。

九十二条違反などの違反あるいは業務上横領罪というように、刑事事件として係属している件数、これは一体どのくらいあるのでございましょう。

○熊谷政府委員 最近はそのような事例を聞いておりません。

○中谷委員 聞いていないということとは、ないという御答弁じゃないわけですね。ずいぶんあると思うのです。現に私なんかもそういうのをやっております。やっておりますというのは、その事件を弁護人としてやっておりますから、たくさんあるのですよ。その点は次に飛ばします。

この点についてはいかがですか。要するに、分離保管をされたということで、その取引所に取引員が預ける、こういう状態で、従前であれば委託者が優先弁済権を持っていた。ところが、今度は取引所に対して直接請求ができる。そうすると、これもきわめて素朴な大衆の立場からの疑問を提起いたしますが、たとえば神戸の穀物取引所というのを想定してみます。私の知人が和歌山に住んでいる。そうすると、土曜日にその仲買人がうまくなかったというので、それが土曜日の十一時にわかった。大阪や神戸の人はすぐにかく飛

んでいて請求をして、払い戻しを受けた。和歌山は、とにかく時間二時間ないし三時間かかるために、土、日と続いて月曜日行ったら、もうからっぽになってしまったという問題は、これは倒産をした場合には当然生ずると思うのです。そうすると、結局優先弁済を受けられるというかつこうになつてはいるが、むしろそういう問題が起こらない。直接請求できるといふことになつていて倒産をした場合のほうに不公平が生ずるおそれがある。こういう点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○熊谷政府委員 優先弁済権の場合は、いわゆる配当計画というふうな問題になりますので、御指摘のように公平は期せられるかと思いますが、しかし御承知のように、反面受けられる限度が非常に少なくなることも事実でございます。したがって、その救済をする限度の問題と、それを公平に救済しなければいかぬという二つの要請があるわけなんです。今回の制度におきましては、直接請求権といふことでございまして、これをいたしますと早いもの勝ち、御指摘のような事例が起こらないとも限らないと思ひます。この点も法制局、法務省等と十分検討をいたしたわけでございますが、いつそういう事態になるかという判定の問題、あるいはそれをやりますために、通常の事態の場合は払い戻しをしないといふような状況も要るわけでございます。そういうことを考えまして、法律的には真正面から規定いたしませんでしたが、御指摘のように、確かにできるだけ公平にやるといふ点は大事な問題だろうと思ひますので、私もどしどしは、手続的にそういう不公平にできるだけならないように、省令でこの手続をきめることになつております。法務省と十分連絡いたしまして、手続的にあまり不公平が生じないような措置は可能な限り講じてまいりたいと思ひます。

○中谷委員 そのままでは参議院で話が進んでいるのです。要するに省令でできたいと思ひます。しかし、そこで何か質問がとまつてしまつているので

すよ。だから、私は納得できないのです。公平というところが、倒産した場合には一番大事な原則なんです。これは取引所はたいへんなことになりまして、土曜日行った人はもつた、日曜日締まつていて、月曜日行った者は全然もらえなかつたといふことになる、たいへんな紛争が起こると思ひます。だから、この倒産の場合高く掲げなければならぬ原理といふのは、公平の原則だと思ひます。省令でどうおきめになりますか。少なくともその概要をお伺いしないことには、私、大衆委託、大衆参加という立場に立つて納得ができません。分離保管がイコールかえつて非常な不公平を来たすといふようなことでは、一歩進んだものが喜んで迎へられない面があるのではないかと、疑問を提起した以上は、その点についてお聞きしたい。

○熊谷政府委員 法制的には非常にむづかしい問題でございますが、私の気持ちを率直に申し上げますと、いつそういう事態になると判定するかという判定の問題が一つあるかと思ひますが、そういう判定をいたしました場合は、期間を限つて通知いたしまして、その間に申し出たものではございません。これは法制的には非常に問題の点もございしますが、そういうことができるように考えてみたいと考えております。

○中谷委員 私はいいと思うのです。おむねの考え方としてはそれでけっこうだと思ひます。法制的にむづかしいといふことと、公平を守るといふことは、私はそのことのほうが優先するのではないかと思ひます。したがって結局いまおっしゃつたようなことで早いもの勝ちにならない——しかしいまの法律をまともに読めば早いもの勝ちになるという点について、省令はきちつときめてもらいたい。これは私のほうからも、そういうことで省令がきめられるなら、納得をするといふことを申し上げておきます。

そうして九十二条、そうして最後にいいますか、今度は仲買人の問題でございますけれども、こういうことをお尋ねしておきます。

こういう点については何べんも行政指導をおやりになつておられると思ひますけれども、仲買人の受託業務を適正に行なうという点について、農林省などのほうからも通達を穀物取引所にお出しになつておりますけれども、そういう業務の適正化といふことについては、たとえば「勧誘行為等の適正化について」といふようなことについていろいろなことがありますが、「運用預りの禁止」といふような問題、それからいろいろの問題がありますけれども、そういう点についてどういふことでひとつ紛議を防止したい、事故をないようしたい、仲買人に対する監督指導といふふうなことに、ひとつ一般的にお答えいただきたいと思います。

○熊谷政府委員 やはり仲買人の経営の健全化といふことが、自分の資力に応じた取引をしていただくというのが、私は紛議解決の根本であるかと思ひます。それと同時に、取引員、外務員等についての問題もあるわけでございます。これは先ほど申し上げましたように、質の向上、過当競争の防止等を通じてやつてまいりたい、かように考えております。

なお今後の問題といたしまして、非常に過度な大衆参加が行なわれなす場合には、もちろん取引所ベースで建玉の制限とかあるいは売買証拠金の増徴といふようなことをやりますと同時に、通産省あるいは農林省といたしまして、委託証拠金等の率につきましては、そういう面を十分考えてきめてまいりたいと思ひます。

今回改正を行なつた点はそういう点でございますが、将来の問題としましては、大衆参加につきましては、この数量を規制したらどうかという議論も実はございまして、これはアメリカにおきましては数量制限をいたしております。そういう問題が日本の実情から見て可能かどうかという問題も、今後残された問題として検討してまい

りたい、かように考えております。

○中谷委員 農林省にお尋ねいたしますが、農林省は昨々年の十二月末、「商品仲買人の受託業務の適正化について」という通達を出しになりましたね。その通達の中に、「仮名等による受託の制限について」という項がございます。その中に、「商品仲買人が受託を行なうにあたっては、委託者の氏名、住所等準則に規定する事前通告事項を記載した委託者名簿を本店および営業所等に整備しておくとともに、仮名等による受託は事故、不正の原因となりやすいので、努めてその受託を行なわないようにすること。」という項がございます。そうすると、原則としてはこれはつとめて行なわないようにすることというものであつて、仮名による受託というものについてはやむを得ないのだという考え方をとおりになつてゐるのか。そうだとすると、仮名による委託というものが事故を起こしやすい原因だということは当然しろつとも指摘ができる。そういう委託の実態については、どのように把握しておられるか。この点いかがでしょうか。

○大和田政府委員 私ども、取引所における売買で、仮名で行なうことについてはいろいろ紛議の種にもなりやすいことではありますから、できるだけそれを避けるべきだという考えに立つておるわけでございます。ただ委託者のほうでぜひともということがある場合に、絶対だめだというふうにいふ指導することが適当かどうかということに多少疑問もございまして、原則としては困る、やらないようにという程度の趣旨で、まず踏み切つたわけでございます。

○中谷委員 仮名による委託の実態を把握しておられるかという質問があります。

○大和田政府委員 これはなかなか実態の把握はできませんけれども、まだかなり残つてゐるというふうには承知いたしております。

○中谷委員 では最後に大臣にお尋ねしたいのですが、いわゆるアズキの問題でございすね。たとえば、こういうふうな実態調査報告というのを

私図書館で借りをしてみたのですけれども、穀物取引所連合協議会の実態調査報告によりますと、農協に対するアンケートを求めたものです。

そうすると、取引所の相場はどういう点で役に立ちますかというアンケートに対して、作付計画を立てるため、穀物を売るため、というのがかなり多いのですけれども、ヘッジのためだというのが一八%ぐらいしかないわけなんです。そうすると、たとえば作付計画を立てる、あるいは雑穀を売るといふことであれば、たとえば北海道の農家の人の場合はホクレンなどという強大な農家のための組織があるわけだから、かなりそういうところで代替といひますか、それができるんじゃないかという感じもする。そうして反面、これはもう何べんもどの委員からも指摘されたところでございます。最近のいわゆる生産量に対する出来高の倍率といつたものを見ても、綿糸の場合が〇・六二でございますか、人絹が九・五、毛糸が二・三、ゴムが〇・九四、小豆が九六・八四ということに相なつてゐる。これは異常であるということが指摘できるところなんです。

こういう過当競争というか、倍率の高さというか、いろいろ問題を小豆は含んでゐると思つたので、いろいろ問題があるものが商品取引所の対象になつてゐることに對して、そしてそのことが要するに茶の間に赤ダイヤが入つてくるというふうなことで、家庭の奥さんとかサラリーマンとか、退職した学校の先生といふのがお金をすつたというふうなことが盛んにわれわれの耳に入つてくるという中で、大臣としてはまず紛議の防止についてどうのお考えになるか。先ほどいろいろお尋ねいたしましたけれども、必ずしも紛議が防止できるという確かな御答を私にだけなかつたかと思つたのです。さらに一步御努力をいただかなければならぬ点があると思つた。法改正は、紛議の防止のため、委託者保護のための法改正ではありますけれども、さらに私は根本的な解決、行政運営をせねばいかぬという感じがする。

その点についてどうお考えになるかという点と、それから小豆そのものについてひとつ通産大臣のほうからお答えいただきたいと思つた。いつまでもこういうふうな小豆が商品取引所の対象になつてゐるのだから、これは何べんもお答えをいただいておりますけれども、あらためてこの機会にお尋ねをいたしたいと思つた。

○青野国務大臣 商品取引所のあり方等についてお尋ねだつたと思つたが、大体商品取引所はいままで登録制や何かでむしろ自由な扱いをしておつたと思つた。これは戦後における経済の自由化という原則に従ひまして、すべての経済取引は自由に行なわせるという方針をとつてきた。したがつて仲買人なども登録制であるし、大衆もかつてにいつでも参加できるし、外務員もかつては外務員になれるというふうな制度をとつてきたと思つた。しかしその後における状況から見ると、不正な外務員が大ぜい出てきて紛議が起るし、仲買人も信用できないというふうなことで、取引所が公正な価格を形成する場所ではなくして、むしろスベキキュレーションの場所になつてきたといふところで、今回の改正法律案といふものが出てきたのであります。したがつて、問題は、取引所といふものが国民からほんとうに信頼のできる場所であるといふこと、これが私は先決問題であると思つた。したがつて、取引所における取引といふものが信頼のできるものであるといふことであつて、それはもちろん取引員がまた信頼のできる取引員でなければならぬ。そういう点において今度は免許制をとつたりなどとして、資格については、十分な素質を持った者でなければ取引員になれるというふうな制度をとるし、また取引員が信用できるということは、同時に外務員が信用できる人でなければならぬといふことで、外務員についても今度いろいろ制限を設けるということにしたのであります。これによつて一般大衆の無知な人が、外務員も信頼できる、取引員も信頼できる、同時に取引所を行なう取引も信頼できるのだといふことになれば、私は

一般の人々がだまされるというふうなことは大体ないと思つたが、しかし現在の状態では、お話しのとおり紛議はさつきの件数以上にあると思つた。現に私のところにも、数日前に兵庫県のあつたという手紙をもらつたほどであつて、私はさつそく、そういう問題については取引所へひとつ実情を訴えなさいといふことをなしたのです。最近の手紙によると、無事解決しました。どう御安心くださいといふ手紙をいただきました。どういふふうな解決したか知りませんが、それを聞くと、全く無知な婦人が外務員の甘言に乗せられて、そして私が見ても相当な金額の損害を受けておるといふことであつたので、そういうことのないように、要するに、先ほどから申し上げましたとおり、取引所自体が信頼できるということ、これにはやはり取引所の職員がその地方における名望家、信頼できる人であるといふこと、従来日本証券取引所にしましても、あるいは前の米穀取引所にしましても、その理事長といふものは、大體世間的に見てりつぱな人といふ人がなつておつたのであります。今後においても、やはり理事長には信頼できる人を選ぶ、そしてまたその理事長の運営によつて取引所自体が全く公平な処置をとるといふこと、同時に、先ほど申し上げましたとおり、取引員が信頼のできる取引員、外務員も信頼できる外務員にしたい、こういうねらいで今度の改正法を出したのであります。それから、これによつて私は一般の大衆のこうむる損害の防止ができるのではないか、こう考えておりますし、また取引所を取り引きすること自体が、そういうふうな甘言などによつていわゆるスベキキュレーションに参加しないように、これはやはり大衆の啓蒙運動をする必要がある、こう考えておる次第であります。

○中谷委員 私、もういろいろなお尋ねいたしました。特に外務員が信頼されなければならぬ、しかし同時に、そのことが外務員の処遇の改善、待遇の向上といふことと結びつかなければ

ならない、このように指摘したわけですから、そういう点については、行政官庁として努力をしていただきたい。また仲買人については、私が指摘したのは、要するに紛議の防止、かりに紛議が起ったときには、仲買人が適正な紛議の解決、逆に言うと、委託者保護の立場に立って、仲買人に、紛議が起ると自分らの腹がうんと痛むというところが徹底すれば、かなり紛議の防止ということに役立つのではないかと二つ。その他いろいろな点を申し上げましたけれども、あくまでも大衆参加という現状のもので委託者保護という点についていろいろな点をただしたつもりです。

ところで、いま「委託者の紛議処理事例集」をいただきましたが、この点について、実態についてどうですかという点についてお尋ねをして、それ以上質疑が進まなかった点なので、あす田中委員が質問される際に、私これを今晚よく検討させていただきます。質問したい点がありましたら、一、二点補足的にお許しいただきたい、そういうことで本日は終わっておきたいと思ひます。

○島村委員長 本会議散会後再開することとし、この際休憩いたします。

午後三時四十一分開議

○島村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

内閣提出、貿易大学校法案を議題として、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。中谷鉄也君。

○中谷委員 貿易大学校法案につきまして二、三お尋ねいたします。

なお、政務次官にお尋ねをいたしたいと思いますが、以下お尋ねする事項につきましては、民主社会党の同僚委員の方々は公明党の同僚委員の方々とだんだんの相談をいたしまして、以下

お尋ねするような事項をまとめてみました。

まず最初にお尋ねしたいのでございますけれども、いわゆる貿易大学校という名称でございまして、これはいわゆる法人の性格あるいはこの研修機関の目的、内容、実態等からいたしまして、必ずしも適切なものではないのではないか。たとえば名前といたしましてはその他の名前、例示をいたしますならば、貿易研修センターなどと称せられることがむしろ適切ではなからうか、こういうふうに感ずるわけでございまして、この点についての御答弁をお願いいたします。

○宇野政府委員 校名に關しましては、過般来いろいろと論議があったところでございます。特に中谷委員がいま申されました学校の性格なりそうした点より判断いたしますと、いま仰せのようなことも十二分に考えてよいのではないかと、かように存じております。

○中谷委員 法の六条につきましては、発起人についての規定が置かれてあるわけでございましてけれども、設立に關する発起人十五名ということにこれは相なっておりまして、特に政務次官にお尋ねをいたしたいと思ひますけれども、この発起人の中にはいわゆる日本の貿易の大部分と言つてもいいくらいになつておられるところの中小企業の代表の人たち、そういう人々を代表として入れるべきである、こういうことは当然の措置として私はやつてしかるべきだと思ひますが、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○宇野政府委員 仰せのとおりでございますので、発起人の中には中小企業者の代表を加えたいと存じております。

○中谷委員 前回及び前回お尋ねした点でございましてけれども、あらためてこの点を明確にひとつ御答弁いただきたいと考えますので、重ねてお尋ねをいたします。

いわゆる受講と申しますか、研修と申しますか、そういう受講、研修の希望者の選定の問題でございましてけれども、そういう選定にあたりまし

ては、いわゆる大企業に偏重するようないことがあつてはいけないということを前々から各同僚委員も指摘をいたしました。したがって、規模別あるいは学閥あるいは性別等によつて教育、研修を受ける機会を失うというようないことがあつてはならない。そういうようなものについて規模別、学閥、性別等について差別されないような措置というものが私は当然講ぜられるべきであると思ふ。そういうような配慮があつてしかるべきであるし、具体的な措置としてそういうようなことを行なわなければならないと考えます。この点についてはいかがでございましょうか。特にこの研修機関の運営にあつては、いわゆる教育の機会均等、研修の機会均等というふうな観点から、性別の差別をしてはならないという前提において、女子研修生というものは当然入所することが考えられますが、そういう女子研修生が入所したときに収容する施設を設ける、そういう受け入れ体制を十分に用意しておくというようないことは当然必要であるし、考えられるべき点であると私は思ひますけれども、この点についてはいかがでありますか。

○宇野政府委員 御指摘のとおり、入学につきましては企業規模、学閥、性別等による差別をすべきでないと考えております。そこで、入学希望者の選定にあたりましては、公平を期するために、特に中小企業に在籍者につきましては、実質的に入学が困難となることのないような措置をいたしたいと考えておるのであります。具体的に申し上げますと、中小企業に在籍者のための別ワクの設置、授業料の減免等の諸措置を講ずることといたしたいと思つております。

また最後にお尋ねの女子研修生の場合でございまして、そのことを考慮いたしまして宿舎を設ける等、女子の利用につきましても十分配慮をいたす所存でございまして、御答弁をいたさせていただきます。

○中谷委員 先ほど設立発起人の問題についてお尋ねをいたしました、役員の選任の問題について

てお尋ねをいたしたいと思ひます。これは設立発起人と同じような配慮があつてしかるべきだと私は思ひます。要するに、役員の選任にあたりましては、民間の人を中心とする、そうして同時に中小企業の代表者がそこに加わっている、こういう姿でなければならないと思ひますが、この点についても御答弁をいただきたいと思います。

○宇野政府委員 貿易大学校は研修、訓練という事業の性格から、その運営につきましては、できるだけ自主性を重んずることが望ましいと考えております。また研修内容も実務に直結し得るものを選ぶということが必要でございまして、この点役員に關しましては、いま御指摘のとおり、民間の有識者を多数採用したいと考えております。また先ほども申し述べましたとおり、中小企業の立場も十分配慮する必要があると思ひますので、中小企業の代表者を役員に加へたいと考えております。

○中谷委員 かりに本法案が制定せられた場合、この研修機関と学校教育法との関係は一体どういうことになるのだろうか。この点は私、前回にお尋ねをいたしました、あらためて学校教育法との関係についてお尋ねをしておきたいと思ひます。御答弁をいただきます。

○宇野政府委員 貿易大学校は、各企業に在職する者に対して実務的な研修を行なうための機関であり、これは学校教育法に基づく一般の学校教育の体系とは全く異なるものでございまして、したがって、貿易大学校の設立によつてわが国の学校教育の一元化が乱されることはない、私たちはさうに思つております。

○中谷委員 以上で、同僚各議員と冒頭に申し上げましたごとくお尋ねの相談をいたしましたことに基づき質疑を終るわけでございまして、あと一点あるいは二点だけ、時間の都合がございまして、この機会にお尋ねをしておきたいと思ひます。

実は、ほぼ十日くらい前の新聞でございましたが、今度また通産省が情報処理大学

院でございますか、そういうふうなものを設立するという計画がある、これはしかも通産省、文部省とも現在相談中だといふふうなお話もございいます。一体そういう構想のアウトラインは、どういふものなのか。どんな目的で、どんな構想に基づいて、そしてその所管はどうなるのか。また同時に、全くの仮称中の仮称でございますけれども、大学院というふうな名前が、今度の貿易大学校と同じような論議を呼び起こす可能性も私はあると思う。一体そういうふうな点についての配慮はどうされるかという点について、ひとつ関係の方の御答弁をいただきたいと思ひます。

○山崎政府委員 いま中谷委員のお話の点は、情報処理センターといましてわれわれが考へている問題と存じますが、これは特に海外における外資の日本への進出とか、そういう問題が將來非常に起こりますので、海外における大企業、世界的企業のビヘイビアその他の情報等を收拾するために機関を設ける必要があるのではないかと現在検討中でございます。

○中谷委員 大臣おいでになるまでに、貿易大学校法案について政務次官のほうから非常に適切な御答弁をいただいたわけですが、大臣にこの機会に一言だけお尋ねをいたします。と申しますのは、私前回、貿易大学校法案の質疑にあたりまして、いわゆる貿易振興、国際貿易人の養成が大事な点なんだということに關連をいたしました。武器輸出の問題についてお尋ねをいたしました。大臣が名古屋に参られて、そうして談話を発表された。何べんも同じことを申し上げますけれども、輸出を前提に生産した武器でも認める、こう新聞の見出しが相なっている。そうしてそれは通産相が総理と食い違ふ発言をしたんだということの見出しが出ておるわけです。したがうして、これは予算委員会でのいわゆる政府の統一見解と申しますか、日本からの武器輸出は自衛隊用のものをつくる段階で余力のある場合、貿易管理令の範囲内で輸出してもよい。この点についても問題ありますけれども、そういうことなんだ、余

力のある場合に限って輸出があり得るということなんだ。それを、輸出を前提にして生産をする、そういうふうなものでもないんだ、そういう武器でも認めるんだということになれば、これは四月二十六日、二十七日の予算委員会におけるその答弁とこの記者会見におけるところの談話とは違ふといふふうに私はいわざるを得ないと思ふ。同時に、その点について前回私が本委員会においてお尋ねをしたときの大臣の御答弁は、名古屋での談話とそうして予算委員会におけるところの答弁との、ちょうど中間的な色彩を私は持っていたと思ふ。どうも必ずしも明確でなかった。したがって、この点について、そういう方針が変わったのか、あるいは変わらなかつたか、一体武器輸出について大臣はどのようにお考えになつてゐるのか。この点についてひとつ明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

○菅野國務大臣 明確という、私のことだから明確にようお答えしませんが、適切なお答えをしたいと思ひます。なお、中谷委員は法律家で、ことばのつかい方がなかなかきびしいので、ひとつ原稿によつてお答えしますから、どうぞ御了解を願ひたいと思ひます。

日本の武器産業は防衛庁需要に対応することを基本としており、今後においてもその方針を変更する考えはありません。したがって、武器の製造設備も、防衛庁需要に対応して整備していく方針であり、特に輸出のために設備を増設することを認めようという考えはありません。

以上述べましたような考えからすれば、輸出する武器は防衛庁用の武器の製造設備に余力がある場合にこれを利用して製造することになります。この意味で輸出する武器は防衛庁用の武器と同種類のものであります。このことを総理が答弁してゐるのであります。私も同じ考えを持っておるわけでありませう。

わが国からの武器の輸出によつて国際紛争などを助長することは厳に避けなければならないので、ケース・バイ・ケースに慎重に処理します

が、軍隊が使用して直接戦闘の用に供せられる武器の輸出については、三原則——これはこの前申し上げたとおり、共産圏あるいは国連が決議した国、あるいは紛争当事国あるいは紛争同調国、その三原則に抵触する場合は、原則として輸出をしないことにしております。

なお、以上申し上げたことからおわかりのとおり、政府といたしましては武器輸出を特に奨励してゐるのではないのです。この点が、この前も武器をどんどん輸出しますかという御質問がございましたから、いざいざ輸出しないのだということを私は答弁しておいたのであつて、いまのようなベトナム戦争や中東のこいうようなときには武器の輸出ということも考えられないといふことを名古屋で答弁したのでありますが、そのことは新聞には出てないのであつて、私はあの記事を見て非常に遺憾に存しておつた次第であります。

○島村委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 いわゆる問題になつてゐる中小企業貿易商社、その数がどの程度で、またこの貿易専門家を養成をする研修機関に入り得る対象となる商社マンはどの程度あるというふうに調査していらつしやるのか。

○山崎政府委員 現在貿易商社及びメーカーで貿易担当部門に属する人々、そういうのを合算しますと約十四万人になります。そのうちこの貿易大学校で考へております対象、実務三、四年経験者といひますものは、現在商社及びメーカーの中に約八千人おります。

○中村(重)委員 それから、通産省であるとか政府関係機関ということになると、特殊法人のジェトロであるとか、そうした貿易に關係を持つ職員、そういうものもこの対象になるのではないかと申すのですが、そのなかはどうか。それからその対象人員はどの程度になるのか。

○山崎政府委員 現在の確な数字は存じておりませんが、大体通産、大蔵あるいはジェトロなどが対象になると思ひますが、いづれにせよ、きわめて少数の人数であると思ひます。と申しますのは、実務経験三、四年の人から選びますと、出向させる省あるいはジェトロ等の都合もありますので、該当人員はきわめて少数になる、こう考へております。

○中村(重)委員 貿易商社の場合は、研修を受けます場合のいわゆる授業料というのはその商社が出すだろうと思ふ。ところが政府関係機関になりますと、それはまいらない。その場合に授業料は本人負担になるのか、あるいは政府職員の場合は国が、あるいはその他の特殊法人等の団体の場合においてはそういう機関が授業料を出すという形になるのか、その点どうですか。

○山崎政府委員 企業から派遣されます者は企業が負担すると思ひます。それから、官庁あるいはジェトロから出します者は、官庁ないしジェトロが負担することになる予定でございますので、むしろ来年度の予算からこれを組んで、現在のところは、これに該當する準備は、まだ予算的な措置は講じておりません。

○中村(重)委員 それから、教授であるとかあるいは講師であるとか、何というか、専任教授あるいは講師といふのは考へてゐるのか、あるいは兼務なのか、その点どうですか。

○山崎政府委員 いろいろ予算の制約がございまして、現在考へておりますのは、約二十七名を大体教授陣に充ちたいとして、これは専任でございまして、この半数が語學關係の教授という予定になつております。その他特殊な科目につきまして、臨時に講師をお願いするというような予定にいたしております。

○中村(重)委員 では、けつこうです。

○島村委員長 おはかりいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案の質疑は終局いたしました。

次会は、明二十日木曜日午前十時十五分理事

会、午前十時三十分委員会を開会することとし、
本日はこれにて散会いたします。
午後四時二分散会